

《上海綜合保税區管理委員會：「十二五」期間における財政補助、経済発展の若干意見》
の印刷公布に関する通知
滬綜保管[2010]78号

上海臨港経済発展集団、同盛投資集団、外高橋集団、浦東現代産業開発有限公司：

ここに《上海綜合保税區管理委員會の「十二五」期間における財政補助、経済発展の若干意見》を印刷公布する。真剣に従って執行願いたい。

二〇一〇年五月七日

上海綜合保税區管理委員會：「十二五」期間における財政補助、経済発展の若干意見

一段と洋山保税港区、外高橋保税區（物流園区を含む）、浦東空港綜合保税區的機能開發を推進し、区域經濟の持続的安定的な發展を促進し、資源配置の優質化、産業レベルを引き上げ、産業の關連を完備するために、特に以下の財政補助政策を制定する。

一、産業補助

（一）水上運輸、物流、水上運輸サービス

1. 洋山保税港区で水路運輸、保税倉庫保管業務に従事する新設企業は、その実現する營業收入、利益総額のうち新区の地方財力を形成する分について二年間は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。
2. 洋山保税港区でコンテナ水上積み替え、二次積み合わせ業務に従事する新設企業に対して、洋山保税港区の中継、集合積み合わせするコンテナ数に従って特別補助を行う。
3. 洋山保税港区に新たに誘致された船舶管理、水運ブローカー等のサービス業務に従事する企業に対して、その実現する營業收入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分について二年間は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。登録地で実際に經營執務する場合、特定補助を与えることができる。
4. 洋山保税港区で倉庫保管物流業務を行う新設企業に対して、その運営、開業費用に一定の補助を与えることができる。
5. 浦東空港綜合保税區に新たに誘致された航空運輸、速達便、保税倉庫保管等の業務に従事する企業に対して、その実現する營業收入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分

について二年間は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。

6. 浦東空港総合保税区に新たに誘致された航空貨物運送代理等のサービス業務に従事する企業に対して、その実現する営業収入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分について二年間100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。

7. 新たに誘致された船舶、飛行機、海洋工事設備等のファイナンスリースに従事する企業に対して、その開業費用に一定の補助を与え、そしてその業務の発展規模に基づいて特定補助を与えることができる。船舶、飛行機、海洋工事設備等のプロジェクトにより新設したファイナンスリース企業に対して、その業務の発展規模に基づいて特定補助を与える。

8. 新たに誘致された総合サービス類物流企業に対して、その営業収入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分について二年間100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。

9. 新たに誘致された物流類企業に対しては、その実現する営業収入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分について一年間100%の補助を与え、次の2年間は50%、残りの年度は30%の補助を与える。

10. 大口の商品先物決済のために倉庫貯蔵等の関連サービスを提供する新設企業に対して、一定の補助を与えることができる。

11. 物流類企業に対して、その実現する営業収入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分について30%の補助を与える。

(二) 貿易

12. 新たに誘致された貿易類企業に対して、その実現する付加価値、利益総額の新区の地方財力を形成する部分に二年間は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。

13. 新たに誘致された注文書管理、技術サービス、ファイナンスリース、データサービス等の業務に従事する企業に対して、その実現する営業収入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分に1年間100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。

14. 新たに誘致された文化類企業に対して、その実現する付加価値、営業収入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分に二年間は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。

15、新設する機能性市場に対して、上海綜合保税區管理委員會の批准を経て、その開業費用に特定補助を与え、且つ実現する営業収入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分に二年間100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。重点機能性市場はその貿易プラットフォームの発展規模及び関連業界発展の促進状況に基づいて、その機能を引き上げ、市場開拓等の方面に特定補助を与えることができる。

16、貿易類企業に対して、その実現する付加価値、利益総額の新区の地方財力を形成する部分に50%の補助を与える。

17、補助範囲に組み入れる消費類貿易企業に対して、その経営拠点増加に際する対外投資に一定の補助を与えることができる。

18、上海綜合保税區管理委員會の認定を経てオフショア貿易業務を展開する企業に対して、その経営規模に基づいて特定補助を与えることができる。

19、新設の機能性ショールームの企業に対して、一定の賃料または土地譲渡補助を与えることができる。

(三) 加工製造、メンテナンス

20、新たに誘致された加工製造、メンテナンス類の企業に対して、その実現する付加価値、利益総額の新区の地方財力を形成する部分に二年間は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。

21、加工製造、メンテナンス類の企業に対して、その実現する付加価値、利益総額の新区の地方財力を形成する部分に50%の補助を与える。

二、レベルアップ

(一) 経営規模の拡大、産業レベルの引き上げ

22、水上運輸類、貿易類、物流類、加工製造類の企業が経営規模を拡大し、増加する登録資本が100万米ドル以上の場合、その増資の関連費用に一定の補助を与えることができる。

23、加工製造類の重点企業が技術改造によりレベルアップし、環境保護・低炭素・新エネルギー・新材料等の製品の生産製造に転換することに対して、その新業務の規模に基づいて特定補助を与える。

(二) 本部経済

24、新たに誘致された運営センター企業に対して、その実現する付加価値または営業収入、

利益総額の新区の地方財力を形成する部分に三年間は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。

25、既存企業が新たに認定を受けて運営センターとなった場合、その実現する付加価値または営業収入、利益総額の新区の地方財力の増量を形成する部分に三年間は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。新区の地方財力を形成する元々の部分には50%の補助を与える。

26、多国籍企業の地域本部、運営センター企業について、業務モデルの転換または機能のレベルアップ、吸収合併またはその他業務の新たな増加により一定規模に達した場合、この業務が実現する付加価値、営業収入、利益総額の新区の地方財力を形成する部分に二年間は100%の補助を与える。吸収合併、業務の新規増加の過程で発生する運営費用に対して一定の補助を与えることができる。

27、「十一五」期間に既に認定された多国籍企業の地域本部、運営センター等の重点企業に対して、上海綜合保税區管理委員會の審査査定後、「十一五」外高橋保税區的財政補助計画に規定年限がある場合、政策が規定する年限に従って期限満了まで享受し、政策期間満了後、相応する類型に従って補助政策を享受する。

28、多国籍企業の地域本部、運営センター企業が付加価値、営業収入、利益総額のうち新区の地方財力の50%の補助を享受する期間について、その付加価値または営業収入、利益総額が新区の地方財力を形成する前期比増加について70%の補助を与えることができ、新区の地方財力を形成する元々の部分になお50%の補助を与える。

29、多国籍企業の地域本部、貿易類運営センター等の重点企業に対して、そのサービス類収入が一定規模に達した後、その実現する営業収入が新区の地方財力を形成する部分に50%の補助を与える。

30、新規誘致、新規認定した多国籍企業の地域本部に対して、市区兩級の政策を享受しているという基礎のもと、運営センター政策に基づいて継続的に享受する。

三、関連政策

31、多国籍企業の地域本部、運営センター、水上運輸類重点企業のみドルクラス以上の管理人員に対して一定の奨励補助金を与えることができる。年度において突出した貢献のある重点企業のコア人員に一定の奨励補助を与えることができる。

32、登録地で実際に経営する水上運輸類、貿易類、物流類、加工製造類の重点企業に対し

て、上海綜合保税區管理委員會の認定を経て、その従業員が近くで賃借している場合、一定の住宅補助を与えることができる。

33、補助範囲に組み入れられる中小企業で、その販売収入、利益総額、納付する工商税収が二年連続で増加した企業に対して、その融資で形成する利息に特定補助を与えることができる。

34、補助範囲に組み入れられる重点企業に対して、その融資が形成する利息に特定補助を与えることができる。

35、一段と区域の融資プラットフォーム建設を加速するため、政府は融資担保等の各種形式で将来発展の潜在力のある企業に融資を行うことをサポートし、そして最大限に企業の融資コストを引き下げる。

36、飲食、スーパーマーケット等の園区の関連プロジェクトに対して、プロジェクト規模に基づいて賃料、開業、運営等の方面に特定補助を与えることができる。

37、企業誘致・企業引留めの業務に突出した貢献をした機構、単位、個人に一定の奨励を与えることができる。

38、水上運輸業、貿易業、物流業、加工製造業の中で成績が顕著で、発展の潜在力が大きい企業に対して、上海綜合保税區管理委員會の批准を経て、特定項目補助を与えることができる。

39、区域経済の発展の実績に基づいて、臨港集団、同盛集団、外高橋集団、現代産業等の開発企業に対して、相応の奨励構造を確立する。

四、附則

40、補助対象が付加価値、営業収入、利益総額、個人所得等の財政補助を享受する際、国家が規定する新区の地方財力を形成する部分を以って計算の根拠とする。既に上級機関の財政優遇規定を適用しており、また本意見を適用する場合、一律に上級機関の規定を優先執行し、執行後に本意見と比べて不足する部分がある場合、補足執行することができる。同一の補助対象は有利なものを優先することができるが、重複して優遇を受けることはできないが、政策に明確に規定している場合を除く。

41、本意見は2011年1月1日から2015年12月31日まで執行し、洋山保税港区、浦東空港綜合保税區企業は本意見公布日より照らし合わせて執行する。

本意見公布以前に新設した洋山保税港区の企業については、新設企業に則って補助政策を享受する。

42、本意見の実施過程において上級が公布する新政策及び主要状況に変化が生じた場合、適切に調整する。本意見は上海綜合保税區管理委員會が解釈の責任を負う。

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/吳 明憲)

SURIS